吸収合併に関する事前備置書類（変更）

2022 年 5 月 13 日

株式会社ミライト・ホールディングス

2022 年 5 月 13 日
株式会社ミライト・ホールディングス

吸収合併に関する事前備置書類（変更）

当社は、2022 年 2 月 10 日付で株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズとの間で吸収合併契約を締結し、2022 年 4 月 25 日付で会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき「吸収合併に関する事前備置書類」を備え置きしておりますが、株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズにおいて、2022 年 5 月 13 日開催の取締役会で 2022 年 3 月期に係る計算書類等の内容が決議されたことに伴い、会社法施行規則第 191 条第 7 号に基づき、別紙 2「吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等」を変更いたします。

以上

別紙２

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

- 株式会社ミライト
- 株式会社ミライト・テクノロジーズ

第７８期事業報告

自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月３１日

株　式　会　社　ミ　ラ　イ　ト

＜添付書類＞

事　業　報　告

自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月３１日

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

2021年度におけるわが国経済については、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等が9月末で全面解除されたことなどにより、経済活動も徐々に正常化に向けた動きが見えてきましたが、一方足元では新たな変異株の新規感染者数の急激な増加による感染者数の下げ止まりやロシアによるウクライナへの侵攻により、再び先行き不透明な状況になりました。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化やロシアによるウクライナへの侵攻により、半導体供給不足、原材料価格の高騰などサプライチェーンを通じた影響の先行き不透明な状況が継続することが懸念されております。

情報通信分野においては、一部で物品枯渇による工事の遅れはあったものの、高度無線整備事業や第5世代移動通信システム（5G）のサービス等の拡大が期待されています。また社会的には、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー政策の推進や、働き方改革・新型コロナ対策でのテレワークの浸透、GIGAスクールの推進などに伴うICTソリューションに対するニーズの高まり等、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社は、このような事業環境の変化に対応し「総合エンジニアリング＆サービス会社」として、「未来とともにある会社」「未来を創る会社」を目指し、通信事業各社をはじめとするお客様と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業活動を継続するとともに、ミライト成長戦略PGM（Plan for Growing Mirait）への取り組みを継続してまいりました。

NTT事業においては、高度無線整備事業の推進、首都圏の工事事務所統合の推進による効率化やミライトHDグループ各事業会社との連携強化（ワンミライト施策）により売上・利益の確保に努めました。

マルチキャリア事業では、一部で物品枯渇による工事の遅れはあったものの、新たな通信事業者のエリア構築工事や5Gサービス拡大に向けた工事の受注獲得等により売上・利益の確保に努めました。

環境・社会イノベーション事業においては、一昨年から連結した東海工営との連携による上下水道工事の受注、太陽光などの再生可能エネルギーの発電所販売・売電事業への参入等により売上・利益の拡大に努めました。

ICTソリューション事業においては、DC・クラウド工事の増加等により売上・利益の確保に努めました。

一方、当社及び親会社である㈱ミライト・ホールディングス、㈱ミライト・テクノロジーズの３社の合併（2022年7月1日予定）に向け準備室を設置して検討を開始、さらには当社のモバイル子会社の再編成の実施や、SI子会社の再編成の検討にも取り組むなど、事業環境の変化に対応した事業構造の転換を加速しております。

以上の結果、当期の業績につきましては、受注高は1,577億2千2百万円（前年同期比5.04％減）となり、売上高につきましては1,596億2千5百万円（前年同期比1.06％減）となりました。また利益としては、営業利益が84億3千1百万円（前年同期比11.55％減）、経常利益が102億円（前年同期比7.87％減）、当期純利益が98億6千万円（前年同期比8.76％増）となりました。

事業種別	受注高	売上高
ＮＴＴ事業	４７，５１２ 百万円	５２，２０１ 百万円
マルチキャリア事業	６４，６０４	６４，２９９
環境・社会イノベーション事業	１７，５５２	１３，７５３
ＩＣＴソリューション事業	２８，０５３	２９，３７０
合計	１５７，７２２	１５９，６２５

（２）設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

取得した主要設備

設備投資の総額は111億６千１百万円であり、その主なものは関西支店（大阪・桜川）の新設に伴う25億１千１百万円、次期基幹システム開発に伴う16億７千４百万円、千葉東アクセスサービスセンタの新設に伴う３億円２千７百万円等であります。

（３）資金調達の状況

当事業年度において、主要な設備投資に充当するための増資あるいは社債発行、長期借入金等の重要な資金調達は行っておりません。

（４）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株出現による長期化やロシアによるウクライナへの侵攻、通信事業者をはじめとした主要取引先の設備投資の減額の影響などにより、当社グループの経営環境は不透明かつ厳しいものと認識しております。

このような環境のなか、当社は、当社及び親会社である㈱ミライト・ホールディングス、㈱ミライト・テクノロジーズの３社の合併（2022年７月１日予定）に向けて取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の長期化への対応としての働き方改革（出社と在宅のベストミックス）に適切に対処しつつ、新たな成長戦略における事業変革（5Changes）の推進により、主要取引先の設備投資の減少が想定される分野を中心に生産性向上を継続するとともに、「街づくり・里づくりや企業DX/GXに強いミライト」を目指し、5G・ローカル5Gの拡大とIoTやAI等の付加価値の高いサービスの拡大、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーの発電所販売・売電事業（太陽光、風力、EV、EMSなど）とICTとの組み合わせによるSDGsへの取組み拡大とESG経営の推進、教育ICT分野への取り組み拡大、公共関連（道路照明、CCTV、上下水道など）の老朽化対策、M&Aの推進などにより、事業分野の拡大にチャレンジするとともに、健康経営を推進してまいります。

（５）財産及び損益の状況

区分	第７５期 2019年３月期	第７６期 2020年３月期	第７７期 2021年３月期	第７８期 2022年３月期 （当事業年度）
受注高（百万円）	１６４，９９１	１６６，５３７	１６６，０９７	１５７，７２２
完成工事高（百万円）	１６２，６９７	１６２，７６５	１６１，３２９	１５９，６２５
当期純利益（百万円）	７，９６５	６，５３２	９，０６６	９，８６０
１株当たり当期純利益（円）	１９３．７４	１５８．９０	２２０．５２	２３９．８３
総資産額（百万円）	１２０，６９６	１２７，５６９	１２８，０５０	１２８，９０７
純資産額（百万円）	８２，２６６	８６，３５８	８７，９６７	８８，５１７
１株当たり純資産（円）	２，００１．０１	２，１００．５５	２，１３９．６８	２，１５３．０８
自己資本比率（％）	６８．２	６７．７	６８．７	６８．７

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数より算出しております。また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数より算出しております。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社ミライト・ホールディングスで、同社は当社の株式を 41,112 千株（議決権比率 100％）保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

（ア）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社と親会社との間で資金の効率化を図ることを目的とした取引（キャッシュ・マネジメント・システム）を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

（イ）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当該取引の金額が当社の業績に与える影響は僅少であり、取引条件においても上記（ア）に記載のとおりであることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会　社　名	資本金（百万円）	議決権比率（％）	主要な事業内容
東邦建株式会社	１００	１００．０	電気通信設備工事業
東電通アクセス株式会社	１００	１００．０	電気通信設備工事業
大明通産株式会社	１００	１００．０	通信設備に関わる材料等の販売
株式会社日設	１００	１００．０	空調・衛生・電気設備工事業
株式会社ミライト・モバイル・ウエスト	６０	１００．０	電気通信設備工事業
株式会社エムズフロンティア	８０	７２．４	電気通信設備工事業

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む 20 社であります。

（７）主要な事業内容

事　業　種　別	内　容
Ｎ　Ｔ　Ｔ　事　業	●NTT グループのパートナー会社として、光ファイバー網構築、IP ネットワーク等の通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マ　ル　チ　キ　ャ　リ　ア　事　業	●移動体通信の基地局、各種モバイル設備の折衝・調査・設計、建設・試験、保守・運用 ●モバイル系キャリア向け固定通信設備工事、CATV 工事
環境・社会イノベーション事業	●環境・新エネルギー関連の設計、建設、保守・運用 ●電気設備・空調設備等の設計、建設、保守・運用 ●電線地中化及び上下水道等の土木工事
ＩＣＴソリューション事業	●情報通信システム（ｿﾌﾄｳｪｱ）の開発、保守・運用 ●情報通信システム（ｸﾗｳﾄﾞ・ｵﾌｨｽｿﾘｭｰｼｮﾝ・IoT・Wi-Fi・放送波等）の設計、工事、保守 ●通信機器、ネットワーク関連商品等の販売 ●ネットワーク技術者等の派遣

（８）主要な営業所及び拠点

（当社）

本社：東京都江東区豊洲五丁目 6 番 36 号

支店：北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、栃木支店（栃木市）、茨城支店（つくば市）、千葉支店（千葉市）、神奈川支店（横浜市）、信越支店（長野市）、東海支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、関西支店（大阪市）、京都支店（京都市）、兵庫支店（神戸市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）

（子会社）

東邦建株式会社（栃木県佐野市）、東電通アクセス株式会社（千葉県流山市）、大明通産株式会社（東京都江東区）、株式会社日設（東京都港区）、株式会社ミライト・モバイル・ウエスト（大阪府大阪市）、株式会社エムズフロンティア（東京都江東区）等

（９）従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
２，６１８名	１３４名減

（10）主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特にありません。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行済株式の総数　　４１，１１２，３２４株

（２）株主数　　１名

（３）大株主

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社ミライト・ホールディングス	４１,１１２　千株	１００　％

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

役職	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　山　俊　樹	株式会社ミライト・ホールディングス　代表取締役社長
取　締　役	髙　橋　正　行	西日本本部長
取　締　役	伊　藤　史　典	経営企画本部長
取　締　役	永　松　則　行	モバイル事業統括本部長 兼　同　モバイル事業推進部長 株式会社ミライト・モバイル・イースト　取締役
取　締　役	青　山　幸　二	ソリューション事業推進部長 株式会社ミライト・ホールディングス　取締役
取　締　役	瀬　尾　真　二	安全品質管理本部長 兼　総合調整部長
取　締　役	山　本　康　裕	コンプライアンス推進部長 株式会社ミライト・ホールディングス　取締役
取　締　役	髙　屋　洋一郎	ソリューション事業本部長 兼　東北復興支援推進室長
取締役相談役	鈴　木　正　俊	株式会社ミライト・ホールディングス　取締役相談役
常勤監査役	山　崎　洋　一	
常勤監査役	長　南　光　明	
監　査　役	紺　野　秀　之	

（注）１．監査役長南光明氏、紺野秀之氏は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役であります。
２．2021 年６月 18 日付をもって取締役 島津佳弘氏は任期満了により退任しました。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役は、会社法第 427 条第１項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額としております。

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　10 名　121 百万円
監査役　　３名　　39 百万円　（うち社外　２名 24 百万円）

（注）１．取締役及び監査役の報酬等の額は、2009 年６月 25 日開催の第 65 回定時株主総会において、取締役については年額４億３千万円以内（うち社外取締役１千万円以内）で報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない旨、ならびに監査役については年額１億１千万円以内とする旨決議されております。
２．上記の取締役の報酬等の総額には、取締役賞与 18 百万円を含んでおります。
３．上記の取締役および監査役の報酬等の総額には、2021 年６月 18 日開催の第 77 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
４．上記の取締役の報酬等の総額には、業績連動型株式報酬制度の実施に伴う当事業年度の株式報酬引当金 16 百万円を含んでおります。なお、本制度につきましては 2016 年６月 24 日開催の第 72 回定時株主総会において１．に記載の報酬等の総額とは別枠で決議されております。

（４）社外役員に関する事項

監査役　長南光明氏

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会 17 回のうち 17 回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会 13 回のうち 13 回全てに出席しており、他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

監査役　紺野秀之氏

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会 17 回のうち 17 回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会 13 回のうち 13 回全てに出席しており、他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

有限責任　あずさ監査法人

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・公認会計士法第２条第１項の業務（監査業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	４５百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	４５百万円

（３）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法 399 条第１項の同意を行っております。

（４）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任（再任しないこと）に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意によって、その会計監査人を解任します。また、会計監査人を解任したときは、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社並びに子会社（その子会社も含む。以下同じ）の役員、従業員を含めた倫理綱領・行動規範として「㈱ミライトグループ企業行動憲章」を定め、当社並びに子会社の全ての役員・従業員に周知し、その行動を規律する。

「㈱ミライトグループ企業行動憲章」において、反社会的勢力とは断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

取締役に関しては、「取締役会規程」及び「取締役執務規則」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

代表取締役社長を議長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社並びに子会社のコンプライアンス体制の実効性を確保するため、リスク管理の統括部門を設け、その部門を中心に各部門・子会社に配置する推進者等と連携し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

財務報告の信頼性を確保するため、株式会社ミライト・ホールディングスの「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

より風通しの良い企業風土の醸成を期し、内部通報制度（申告・相談窓口）として、社内及び社外の双方に「なんでも相談室」及び「コンプラ目安箱」を開設する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」等に則り保存及び管理を適正に実施するとともに、監査役からの閲覧請求があった場合、速やかに当該文書を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、当社並びに子会社のリスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役への業務委嘱については、「組織・業務分掌規程」「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、取締役会議事録及びその添付資料、その他執行状況を株式会社ミライト・ホールディングスに提出する。

当社並びに子会社の管理に関しては、経営の一体化により当社並びに子会社全体の事業の発展を図るとともに、適切なる業務運営を行うことを目的に、責任と権限の行使等の具体的基準を定める「グループ会社経営指針規程」を策定し、その規程に基づき、業務の適正を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置し、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

監査役補助者を監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。

監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、いつでも取締役等に対して報告・説明を求めることができる。

内部通報制度の担当部署は、当社並びに子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について、都度当社の監査役に対して報告する。

報告者並びに通報者に対して不利益な扱いをすることを禁止する。

監査役がその職務の執行に関する費用の前払い、債務の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図り、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

従来より、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「㈱ミライトグループ企業行動憲章」を定め、企業集団の全役員、全従業員に周知徹底しております。

また、全ての役員、従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取組んでおります。

コンプライアンス委員会においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は２回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に対する取組みの状況

「リスク管理基本規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定め、様々なリスクに対して的確に対応するとともに、リスク管理委員会においては、企業集団内の個別事案について審議することとしており、当事業年度は２回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月１回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は17回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

④企業集団における業務の適正の確保に対する取組みの状況

企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、コンプライアンス委員会に報告しております。

⑤内部監査の取組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査役は、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するほか、稟議書等の常時閲覧、代表取締役社長、会計監査人等と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

第７８期計算書類

（自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月３１日）

株　式　会　社　ミ　ラ　イ　ト

貸　借　対　照　表

（２０２２年3月３１日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**８３，０２６**	**流動負債**	**３４，８４１**
現金及び預金	７４６	工事未払金	２３，７５６
預け金	１７，６８１	リース債務	３４８
受取手形	３１２	未払金	５，０８７
完成工事未収入金	５２，２８１	未払法人税等	８５２
未成工事支出金等	９，１６６	未払費用	９０４
商品	６	未成工事受入金	８２９
材料貯蔵品	３５５	預り金	１４９
前払費用	４２８	工事損失引当金	２８６
その他	２，０４７	完成工事補償引当金	７
貸倒引当金	△１	賞与引当金	２，６１１
固定資産	**４５，８８１**	その他	８
有形固定資産	**２５，３６６**	**固定負債**	**５，５４７**
建物	１８，５１７	リース債務	３０８
構築物	１，２７９	再評価に係る繰延税金負債	４４６
機械及び装置	４４８	退職給付引当金	４，０４２
車両運搬具	１４	株式報酬引当金	１６８
工具、器具及び備品	２，８６０	資産除去債務	５４２
土地	１１，４２４	長期預り金	３８
リース資産	１，７６６	**負債合計**	**４０，３８９**
建設仮勘定	２５２	**純資産の部**	
減価償却累計額	△１１，１９７		
無形固定資産	**２，６９４**	**株主資本**	**８５，７３４**
ソフトウェア	８２３	**資本金**	**５，６１０**
ソフトウェア仮勘定	１，８２６	**資本剰余金**	**１０，２１０**
その他	４４	資本準備金	４，１０４
投資その他の資産	**１７，８２０**	その他資本剰余金	６，１０５
投資有価証券	６，２７１	**利益剰余金**	**６９，９１３**
関係会社株式	９，７０２	利益準備金	９１６
敷金及び保証金	８６５	その他利益剰余金	**６８，９９６**
繰延税金資産	７６１	固定資産圧縮積立金	１，１３６
その他	３３７	別途積立金	３３，９５０
貸倒引当金	△１１８	繰越利益剰余金	３３，９０９
		評価・換算差額等	**２，７８３**
		その他有価証券評価差額金	１，７７１
		土地再評価差額金	１，０１１
		純資産合計	**８８，５１７**
資産合計	**１２８，９０７**	**負債・純資産合計**	**１２８，９０７**

（注）記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損　益　計　算　書

（自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月３１日）

（単位:百万円）

科目	金額	
完成工事高		１５９，６２５
完成工事原価		１３９，３２２
完成工事総利益		**２０，３０３**
販売費及び一般管理費		１１，８７２
営業利益		**８，４３１**
営業外収益		
受取利息	３	
受取配当金	１，７５９	
不動産賃貸料	６９	
その他	４２	１，８７５
営業外費用		
不動産賃貸費用	２４	
新型感染症対策費用	５０	
その他	３１	１０６
経常利益		**１０，２００**
特別利益		
固定資産売却益	６２１	
投資有価証券売却益	２，９２８	
その他	１１	３，５６１
特別損失		
固定資産売却損	３	
固定資産除却損	１６	
事業再編費用	９５	１１５
税引前当期純利益		**１３，６４６**
法人税、住民税及び事業税	４，９５５	
法人税等調整額	△１，１６９	３，７８６
当期純利益		**９，８６０**

（注）記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月３１日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,610	4,104	6,105	10,210	916	803	33,950	32,176	67,847	83,668
会計方針の変更による累積的影響額								27	27	27
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,610	4,104	6,105	10,210	916	803	33,950	32,204	67,874	83,695
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						333		△333	－	－
剰余金の配当								△7,821	△7,821	△7,821
当期純利益								9,860	9,860	9,860
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	333	－	1,705	2,038	2,038
当期末残高	5,610	4,104	6,105	10,210	916	1,136	33,950	33,909	69,913	85,734

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,286	1,011	4,298	87,967
会計方針の変更による累積的影響額				27
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,286	1,011	4,298	87,994
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△7,821
当期純利益				9,860
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,515		△1,515	△1,515
当期変動額合計	△1,515	－	△1,515	523
当期末残高	1,771	1,011	2,783	88,517

（注）記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

商　　品……移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　物　５～65年

その他　２～50年

2007年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

（３）完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額を計上しております。

（４）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（５）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に 15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に 15 年）による定額法により費用処理しております。

（６）株式報酬引当金

株式給付信託による株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①請負工事契約

請負工事は電気通信工事等であり、請負工事契約を締結しております。

請負工事契約に係る収益については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負工事契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

②物品販売

情報通信機器等の物品販売に係る収益については、商品の引渡により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね２ヵ月以内に受領おり、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③受託業務

電気通信設備の保守点検等の受託業務に係る収益については、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通産制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号　2020 年３月 31 日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年２月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年８月 12 日）を適用する予定です。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

「収益認識に関する会計基準」の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1)一定期間にわたり充足される履行義務

従来、事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しておりました。

適用後は、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、発生した原価の範囲でのみ収益を認識しております。

(2)代理人取引に該当する取引

一部の物品販売取引に係る収益について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて完成工事高は 730 百万円増加し、完成工事原価は 742 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ 11 百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は 27 百万円増加しております。

（時価算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

１．一定の期間にわたり認識される完成工事高

（１）当年度の計算書類に計上した金額

完成工事高　２３，６２３百万円

（２）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っており、工事収益総額に当該進捗度を乗じて、完成工事高を算出しております。

②当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

・工事原価総額

工事契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、工事着工後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しを行っております。

・工事収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積もっております。

③翌年度の計算書類に与える影響

工事原価総額及び工事収益総額の見積りは、工事仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による工事の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌年度の計算書類において、一定の期間にわたり認識される完成工事高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

２.工事損失引当金

（１）当年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金　２８６百万円

（２）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、工事原価総額及び工事収益総額を見積り、将来の損失見込額を計上しております。

②当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

・工事原価総額

工事契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、工事着工後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しを行っております。

・工事収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積もっております。

③翌年度の計算書類に与える影響

工事原価総額及び工事収益総額の見積りは、工事仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による工事の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌年度の計算書類において、工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．保証債務

従業員の住宅ローンに対して、債務の保証を行っております。

７３百万円

２．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	５９６百万円
短期金銭債務	１３，３１２百万円

３．顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛金	４４，６６７百万円
契約資産	７，６１４百万円

４．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号　最終改正平成 13 年６月 29 日）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

（１）再評価の方法

株式会社東電通との合併により取込んだ土地については、土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１項に定める地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

（２）土地の再評価を行った年月日　　2000 年３月 31 日

（３）再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
３７７百万円

５．工事損失引当金に係る未成工事支出金
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
工事損失引当金に対応する未成工事支出金額　２５百万円

(損益計算書に関する注記)
１．完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額　１７０百万円

２．研究開発費の総額　８６百万円

３．関係会社との取引高

完成工事高	８１百万円
完成工事原価	６３，００７百万円
販売費及び一般管理費	１，７０９百万円
営業取引以外の取引高	１４６百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	４１，１１２	―	―	４１，１１２

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額
①金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月18日定時株主総会	普通株式	７，８２１	１９０，２５	2021年３月31日	2021年６月21日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの。
2022年６月10日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月10日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	４，１８２	１０１，７４	2022年３月31日	2022年６月13日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については短期的に親会社の CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。また資金調達については、親会社及び金融機関により行っております。

（２）金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

預け金は､親会社である株式会社ミライト･ホールディングスに対するものであります。

完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である工事未払金の支払期日は、１年以内であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022 年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 預け金	１７，６８１	１７，６８１	―
⑵ 完成工事未収入金	４４，６６７	４４，６６７	―
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	５，４２８	５，４２８	―
資産計	６７，７７７	６７，７７７	―
⑴ 工事未払金	２３，７５６	２３，７５６	―
負債計	２３，７５６	２３，７５６	―

（注１）時価の算定に用いた評価技法

資　産

（１） 預け金、（２）完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負　債

（１）工事未払金

工事未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	７７６

「（３）投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
⑴預け金	１７，６８１	―	―	―
⑵完成工事未収入金	４４，６６７	―	―	―
合　計	６２，３４９	―	―	―

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（単位：百万円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	１，２３７
賞与引当金	７９９
未払事業税	２０５
投資有価証券減損損失	１６７
資産除去債務	１６５
未払社会保険料	１３６
関係会社株式評価損	１１７
ミライト共済会保留金等	９８
工事損失引当金	８７
会員権評価損	８４
その他	１６２
繰延税金資産小計	３，２６４
評価性引当額	△５７１
繰延税金資産合計	２，６９２
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	７６３
退職給付信託設定益・解約益	４９３
収用換地等の圧縮積立額認容	２７４
固定資産（資産除去債務）	１５０
買い替えの圧縮積立金額認容	１４９
固定資産圧縮積立金	７７
その他	２２
繰延税金負債合計	１，９３１
繰延税金資産の純額	７６１

上記のほか、土地の再評価に係る繰延税金負債は以下のとおりであります。

再評価に係る繰延税金負債　４４６百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

１.親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社ミライト・ホールディングス	被所有 直接 100.0%	資金の貸借 経営指導の委託 役員の兼任	資金の預け入れ	18,555	預け金	17,681

（注）１．貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

２．資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額については期中平均残高を記載しております。

２．子会社及び関連会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社エムズフロンティア	所有 直接　72.4%	外注先	電気通信設備工事の発注	13,007	工事未払金	2,366
子会社	株式会社ミライト・モバイル・ウエスト	所有 直接 100.0%	外注先	電気通信設備工事の発注	12,121	工事未払金	2,857
子会社	株式会社ミライト・モバイル・イースト	所有 直接 100.0%	外注先	電気通信設備工事の発注	11,150	工事未払金	3,247
子会社	東電通アクセス株式会社	所有 直接　100.0%	外注先	電気通信設備工事の発注	10,053	工事未払金	1,349
子会社	東邦建株式会社	所有 直接 100.0%	外注先	電気通信設備工事の発注	5,097	工事未払金	1,401
子会社	大明通産株式会社	所有 直接 100.0%	購買先	通信設備の材料等の調達	3,963	工事未払金	932

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

電気通信設備工事の発注については、当社の請負金額及び子会社から提示された見積価格を検討した上で決定しております。

通信設備の材料等の調達については、子会社から提示された見積価格を検討した上で決定しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産については重要性が乏しいため、記載は省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たりの純資産額　　２，１５３円０８銭

２．１株当たりの当期純利益　　２３９円８３銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

資産除去債務関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社は、豊洲ビルについて不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

株式会社ミライト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　春山直輝

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村孝平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミライトの2021年４月１日から2022年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し(コロナの感染により、適宜テレビ会議等電子的方法を用いる。以下同じ)、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人並びに監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、一部の子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、代表取締役との定期的な意見交換を行い、取締役会に監査結果を報告する等適宜執行側へ報告し、適正な監査意見の形成に努めました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社の取締役及び使用人からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項(所謂 KAM)について、意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従っ

て整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、コーポレートガバナンス強化の観点から、子会社を含めた内部統制システムの整備・運用に係る継続的な取り組みが重要であると認識し、引き続き注視して参ります。

また、今後予定している統合会社においても、当社における内部統制システムを維持、改善していくことが重要であると認識しています。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年５月11日

株式会社ミライト　監査役会

常勤監査役　山崎洋一

常勤監査役（社外監査役）岩間光明

監査役（社外監査役）紺野秀之

第 63 期報告書

2021 年４月１日から 2022 年３月 31 日まで



MIRAIT

MIRAIT Technologies Corporation

株式会社 ミライト・テクノロジーズ

事　業　報　告

〔　2021年４月　１日から
　2022年３月31日まで　〕

１．会社の現況に関する事項

（１）　事業の経過及びその成果

2021 年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの新たな変異株出現による厳しい状況のなかで徐々に経済活動の正常化に向けた動きが見られた一方で、足元ではロシアによるウクライナへの侵攻により先行き不透明な状況になりました。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の動向やウクライナ情勢等の影響による半導体供給不足や原材料・エネルギー価格の高騰、サプライチェーンを通じた影響の先行き不透明な状況が継続することが懸念されております。

当社を取り巻く事業環境については、引き続き工事部材の納入遅れ等により一部工事の進捗に遅れが生じているものの、５Ｇ関連サービス拡大に向けた基地局整備計画前倒しによるモバイル工事の増加や社内システムのクラウド化といったＤＸ推進等に伴う新たなＩＣＴソリューションに対するニーズの高まりに加え、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーをはじめとする政府のグリーン成長戦略を支えるデジタルインフラの強化や地方創生に資する地域脱炭素の推進が期待されております。

当社は、このような事業環境の変化に対応し、「総合エンジニアリング＆サービス会社」として未来の社会インフラ（通信・エネルギー）を「創り・守る」、信頼あるグループであり続けるよう企業価値の向上と持続的な成長を目指し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を継続しながら、当社自身の働き方改革の進展とＤＸの推進による事業運営の効率化に取り組んでまいりました。さらに、当社、㈱ミライト・ホールディングス、及び㈱ミライトの３社統合（2022 年７月予定）を見据えてソリューションワンチーム化等に取り組んでまいりました。

ＮＴＴ事業においては、高度無線環境整備推進事業によるアクセス工事の増加や設備運営業務の業務量拡大により売上高は増加しました。

マルチキャリア事業においては、５Ｇ関連サービスの拡大に向けた基地局整備工事の増加に加え、ＣＡＴＶ工事の完工促進により売上高・利益額ともに増加しました。また、技術力・人材基盤の強化を目的に固定通信設備とモバイル通信設備の工事・保守を複合的に行えるマルチスキル技術者の育成に取り組みました。

環境・社会イノベーション事業においては、大型太陽光発電設備工事の売上減少を補完するまでには至りませんでしたが米軍工事や上下水道工事の売上の確保に努め、工事材料の集中購買やパートナー会社の連携強化等により工事原価の低減に取り組んだ結果、利益額は増加しました。

ＩＣＴソリューション事業においては、データセンター関連ビジネスや自治体向けセキュリティ整備事業の獲得による受注の拡大や工事材料等の原価低減を図ったものの、国内ＬＡＮ・Ｗｉ-Ｆｉ工事が大幅減となり、売上高・利益額ともに減少しました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、受注高は 905 億 16 百万円（前期比 107.7%）、売上高は 874 億 31 百万円（前期比 105.9%）となりました。損益面につきましては、営業利益は 33 億 20 百万円（前期比 191.9%）、経常利益は 40 億 72 百万円（前期比 147.7%）、当期純利益は 30 億９百万円（前期比 145.8%）となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の主なものは、環境整備を目的とした建物の取得や、安全品質の向上を目的とした高所作業車の購入等によるもので、総額 31 億 50 百万円となりました。これらの所要資金は全額自己資金をもって充当しました。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、ウクライナ情勢、通信事業者を始めとした主要取引先の設備投資の減額の影響等により当社の経営環境は不透明かつ厳しいものである一方で、５Ｇ関連サービス拡大への期待、オンラインサービスの利用拡大、新たなＩＣＴソリューションに対するニーズの高まり、デジタルインフラの強化や地方創生に資する地域脱炭素の推進等により今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社は、これまで培ってきた通信基盤ドメインをベースに、成長分野である企業環境社会基盤ドメインの更なる拡大に取り組んでまいります。さらには、企業環境社会基盤ドメインのうち今後の成長分野を「みらいドメイン」として明確に再定義し、資源投入を行うとともに、既存事業の顧客基盤を強化してまいります。

通信基盤ドメインにおける具体的な取り組みとしては、主要取引先の投資動向に注視しつつ固定エリア（関西、関東、九州）を中心に受注の拡大を図るとともに、施工現場におけるＤＸの推進や各通信キャリアに共通する業務を整理・標準化することにより効率化を図ってまいります。さらに、通信基盤ドメインに従事する技術者の育成についても継続的に取り組んでまいります。

企業環境社会基盤ドメインにおいては、データセンター関連ビジネスの更なる拡大、ローカル５Ｇソリューション、ホテルＤＸ、セキュリティビジネス等の提案型営業により受注の拡大を図るとともに、グリーン発電事業への参画、施工中心であった「脱炭素」関連事業の企画、設計、施工、保守といった新分野にも取り組んでまいります。

また、３社統合に向けて準備室を発足し、リソースの共有やグループ内連携の更なる強化、協業体制における統合シナジーの創出・最大化を図るための検討を加速してまいります。

（５）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第60期 2018年４月 ～ 2019年３月	第61期 2019年４月 ～ 2020年３月	第62期 2020年４月 ～ 2021年３月	第63期 （当期） 2021年４月 ～ 2022年３月
受注高（百万円）	76,320	80,608	84,025	90,516
売上高（百万円）	85,363	91,016	82,578	87,431
当期純利益（百万円）	2,398	1,318	2,064	3,009
１株当たり当期純利益（円）	53.40	29.36	45.95	67.00
純資産（百万円）	40,527	40,573	40,930	41,375
総資産（百万円）	81,960	89,882	80,777	88,554
１株当たり純資産額（円）	902.31	903.32	911.28	921.17

（６）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ミライト・ホールディングスであり、その議決権比率は100％であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で資金の効率化を図ることを目的とした取引（キャッシュ・マネジメント・システム）及び親会社から設備投資に関する借入等を行っておりますが、これらの取引を行うに当たっては、取引の必要性及び取引条件に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記取引の取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引の妥当性及び適正性を判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金 百万円	議決権比率 ％	主要な事業内容
株式会社アストエンジ	70	75.3	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業
株式会社ラピスネット	50	100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業
株式会社ｺﾄﾈｯﾄｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ	50	100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業
株式会社リガーレ	41	100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業
株式会社コムリード	60	100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ事業
株式会社ミライト情報システム	98	100.0	情報サービス事業

（7）主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、「総合エンジニアリング＆サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
ＮＴＴ事業	・ＮＴＴグループのパートナー会社として、光ファイバー網構築、ＩＰネットワークなどの通信インフラ設備の調査・設計、建設、保守・運用
マルチキャリア事業	・移動体通信の基地局等の各種モバイル設備の設計・折衝、建設・試験、調査・保守・運用 ・ＮＣＣ向け固定通信設備、ＣＡＴＶ工事等
環境・社会イノベーション事業	・環境・新エネルギー関連の設計・建設・保守・運用 ・電気設備・空調設備等の設計・建設・保守・運用 ・通信設備の地中化や上下水道等の土木工事
ＩＣＴソリューション事業	・情報通信システム（ソフトウェア）の開発･運用･保守 ･情報通信システム(クラウド･オフィスソリューション･Ｗｉ-Ｆｉ・放送波等）の設計・工事・保守 ・通信機器、ネットワーク関連商品等の販売 ・ネットワーク技術者等の派遣 ・データセンターの運用・保守

（8）主要な事業所（2022年3月31日現在）

当社	本社	大阪市
	支店	群馬支店（高崎市)、埼玉支店（さいたま市)、東京支店（東京都品川区)、名古屋支店（名古屋市)、京都支店（京都市)、関西支店（大阪市)、大阪支店（大阪市)、兵庫支店（神戸市)、奈良支店（橿原市)、和歌山支店（岩出市)、九州支店（福岡市)、沖縄支店（那覇市)、シンガポール支店（シンガポール共和国）
子会社		株式会社アストエンジ（大阪市)、株式会社ラピスネット（神戸市)、株式会社コトネットエンジニアリング（京都市)、株式会社リガーレ（さいたま市)、株式会社コムリード（大阪市)、株式会社ミライト情報システム（東京都品川区）

（9）従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,233名	５名減	43.6歳	16.0年

２．会社の株式に関する事項（2022 年３月 31 日現在）

（１）発行可能株式総数　90,000,000 株

（２）発行済株式の総数　44,915,329 株

（３）単元株式数　1,000 株

（４）株主数　1 名

（５）株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ミライト・ホールディングス	44,915,329 株	100.00%

３．会社役員に関する事項（2022 年３月 31 日現在）

（１）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	髙畠宏一		
代表取締役社長	遠竹泰		株式会社ミライト・ホールディングス 取締役新グループ設立準備室次長
取締役 専務執行役員	宮﨑達三	ソリューション事業推進本部長	西武建設株式会社取締役
取締役 常務執行役員	佐々木貴朗	経営企画本部長 兼 パートナー会社相談室長	
取締役 常務執行役員	梶明夫	新アクセス事業推進本部 ＮＴＴ事業本部長 兼 安全品質管理本部長 兼 同 安全品質管理部長	
取締役 常務執行役員	堀田志朗	ソリューション事業推進本部 エンジニアリング部長	
取締役 常務執行役員	松山正博	ＨＲＤ本部長（人材開発本部長）	
取締役	末森茂		住友電気工業株式会社常務執行役員
常勤監査役	細川雅由		株式会社ミライト・ホールディングス 監査役
常勤監査役	谷川博一		
監査役	野口亨		住友電設株式会社常勤監査役
監査役	田辺陽一		田辺陽一法律事務所代表弁護士

（注）１．当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任時の地位及び担当
的場健一	2021 年６月 18 日付 辞任	取締役専務執行役員 新アクセス事業推進本部モバイル事業本部長

（注）２．当事業年度中に取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏　　名	年　月　日	変　更　前	変　更　後
遠　竹　　泰	2021年6月24日付	株式会社ミライト・ホールディングス 取締役	株式会社ミライト・ホールディングス 取締役新グループ設立準備室次長
宮　崎　達　三	2021年6月18日付	ソリューション事業推進本部長 兼 同東日本事業部長	ソリューション事業推進本部長
	2022年3月31日付		西武建設株式会社取締役
梶　　明　夫	2021年6月18日付	新アクセス事業推進本部 ＮＴＴ事業本部長 兼 同 西日本事業部長 兼 関西支店長	新アクセス事業推進本部 ＮＴＴ事業本部長 兼 安全品質管理本部長 兼 同 安全品質管理部長

（注）３．取締役末森茂氏は、社外取締役であります。

（注）４．監査役野口亨氏及び同田辺陽一氏は、社外監査役であります。

（２）執行役員の状況

取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
常務執行役員	田　中　　守	ソリューション事業推進本部副本部長	
常務執行役員	宮　原　正　裕	IoT&ICT事業推進本部キャリア事業部長	
常務執行役員	米　田　秀　弥	ソリューション事業推進本部副本部長 兼 同 西日本事業部長	
執 行 役 員	本　宮　　智	新アクセス事業推進本部ＮＴＴ事業本部西日本事業部長 兼 関西支店長	
執 行 役 員	黒　田　敏　秋	IoT&ICT事業推進本部アライアンス推進部長	株式会社ミライト・ホールディングス執行役員 みらいビジネス推進部次長 兼 同 企画推進部門長
執 行 役 員	岩　井　喜　照	ＨＲＤ本部（人材開発本部）ＫＡＩＺＥＮ推進部長 兼 同 ハイパーテクノポートセンタ 関西ハイパーテクノポート（ＨＴＰ）所長	
執 行 役 員	山　上　滋　彦	経営企画本部経理部担当部長	株式会社ソルコム 監査役
執 行 役 員	森　　弘　一	新アクセス事業推進本部ＮＴＴ事業本部土木事業部長 兼 同 環境土木営業部長	
執 行 役 員	馬　場　裕　之	海外事業推進本部海外事業推進部長 兼 同 企画調整室長	
執 行 役 員	松　本　裕　幸	ソリューション事業推進本部副本部長 兼 同 東日本事業部長	
執 行 役 員	岡　田　浩　司	新アクセス事業推進本部ＮＴＴ事業本部東日本事業部長 兼 同 ＮＴＴ営業部長 兼 同 ネットワーク部長	

（３）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（４）取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額及び員数

区　　分	支給人員	支　給　額
取 締 役	９名	108 百万円
監 査 役	４名	43 百万円
合　　計 （うち社外役員）	13 名 （３名）	152 百万円 （13 百万円）

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2007 年６月 28 日開催の第 48 期定時株主総会において年額 350 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2011 年２月 10 日の臨時株主総会において年額 50 百万円以内と決議いただいております。
５．上記の支給額には、取締役８名に対する当事業年度に係る取締役賞与未払金 13 百万円を含んでおります。
６．上記の支給額には、取締役８名に対する当事業年度に係る業績連動型株式報酬による株式報酬引当金の繰入額 16 百万円を含んでおります。なお、本制度にかかる取締役の報酬等の額及び内容につきましては、2016 年６月 22 日開催の第 57 期定時株主総会において（注）３．に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

②社外役員が当社の親会社または当該親会社の子会社から受けた役員報酬等

なし

（５）社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区　　分	氏　　名	兼職先	兼職の内容
取 締 役	末 森　　茂	住友電気工業株式会社	常務執行役員
監 査 役	野 口　　亨	住友電設株式会社	常勤監査役
監 査 役	田 辺 陽 一	田辺陽一法律事務所	代表弁護士

（注）１.住友電気工業株式会社と当社との間には営業取引があります。
２.住友電設株式会社と当社との間には営業取引があります。
３.田辺陽一法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　末森　　茂	当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち 17 回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ、幅広い経験と見識から発言を行っております。
監査役　野口　　亨	当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち 16 回に出席し、監査役会 12 回のうち 11 回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保並びに監査機能の充実のため、必要に応じ、幅広い経験と見識から発言を行っております。
監査役　田辺　陽一	当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち 16 回に出席し、監査役会 12 回のうち 11 回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保並びに監査機能の充実のため、必要に応じ、法律専門家としての立場から発言を行っております。

４．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（２）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　25 百万円

（注）１．監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため上記の金額に同意しました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

５．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催し、企業倫理の確立と法の遵守並びに反社会的勢力との関係遮断の定着と改善に取り組むとともに、日常的には、リスク管理室が中心となり、コンプライアンス・マニュアルのもと、その定着と啓蒙を図る。

また、内部通報制度として、「ヘルプライン」相談窓口を設置し、電子メール、電話等によって自由に通報・相談できる仕組みを採る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書処理規程・文書保存規程の社内規程及び情報セキュリティマネジメントシステムに従い適切に保存及び管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、統合マネジメントシステム（安全・品質・環境・情報）・原価管理・与信管理・災害対策等の各社内規程を整備し、それら規程に基づき各委員会や会議でリスク評価を行い適切に対処するほか、重要事案については、取締役及び執行役員から成る経営会議に諮りリスクの低減を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行えるように、職制規程・業務規程・責任規程において、担当部門・所管業務・職務権限を定め、また、事業本部制と執行役員制を採用し、各事業本部が経営環境や顧客ニーズに応じた機動的・弾力的な業務運営ができる体制を採っている。年２回のトップヒヤリングにおいて事業部毎の目標の設定と見直しを行い、毎月開催する経営会議において月次管理と所要の対策を講ずる。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制

社内各部門・子会社において、金融商品取引法等に基づく評価及び監査実施基準に沿って、整備した内部統制の仕組みを維持・改善し、財務報告の適正性を確保する。

⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理規程や「ミライト・テクノロジーズグループ企業倫理」の更なる推進等に基づき、当社経営会議・取締役会に付議すべき事項等についてグループ各社から報告を受け、かつ、グループ各社に派遣した取締役や管理責任者によって、事業の定常的管理を行うとともに、定期的に主要なグループ各社のグループ経営会議を開催し、事業の執行状況を監督する。また、規模や業態等に応じてグループ各社に監査

役を派遣し、当社監査役との定期会合の機会を確保するなど連係を緊密にし、監視する。

加えて、グループ各社におけるリスク管理担当者の設置を基本として、グループ各社のリスク管理を推進し、グループ各社においてリスクが顕在化した場合、当社のリスク管理室等と連携して対策にあたるものとする。

コンプライアンスに関しては、グループ各社の取締役及び使用人を対象として、コンプライアンス・マニュアルに基づき、毎年コンプライアンス研修を実施する。なお、親会社との間では法令等尊重・遵守していく事項の共有化に努める。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

配置する使用人の人事異動・評価・懲戒処分は、予め監査役会に同意を求めることとし、当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑨当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

監査役は、経営会議・リスク管理委員会等の重要会議に出席するほか、臨時に発生する重要な事案については、取締役又は部門長が自ら監査役に報告する体制とするとともに監査役が取締役又は部門長からモニタリングする機会を確保する。

また、当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、都度当社監査役に対して報告する。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うこと並びに内部通報制度において通報者に対する不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と意見交換会を定期的に開催する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス・マニュアルにより当社のコンプライアンス推進活動にかかわる基本的事項を定めるとともに、当社グループの取締役及び使用人を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」相談窓口（社外・社内）を設置し、法令、社内規程等に違反する疑念がある事項をリスク管理室に通報できる体制をとっております。

加えて、風通しのよい職場づくりに向け、「ミラテクなんでも相談室」を設け、相談しやすい環境を構築しています。

②効率的な職務執行体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜開催した結果、当事業年度は17回開催しました。取締役会では、四半期に一度、取締役が担当する職務の執行状況を報告し、取締役が相互にその妥当性等の監督を行っています。

また、組織規程、業務規程、責任規程等の社内規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に職務の執行を行っています。

③リスク管理体制

取締役及び執行役員等から成る経営会議を当事業年度は 24 回開催するとともに、統合マネジメントシステム（安全・品質・環境・情報）の継続的運用によりリスク低減を図り、認証機関による外部審査を受け、認証を維持しています。

④子会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程に則り、グループ会社に対する適切な経営管理を行うとともに、グループ会社の事業運営に関する重要事項については、当社の取締役会・経営会議において事前承認を得る手続をとっています。

また、当事業年度において、経営戦略会議、経営会議での月次報告のほか、ヒアリングを適宜開催し、グループ会社における事業の執行状況を監督しています。

⑤監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するほか、代表取締役社長、会計監査人等と意見交換を行うなど、監査の実行性確保を図っています。

また、当社グループ会社の監査役は、当社監査役との間で定期会合を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っています。

〜〜〜

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**42,564**	**流動負債**	**35,578**
現金及び預金	388	支払手形	179
受取手形	34	買掛金	18,377
売掛金	32,442	短期借入金	13,333
商品及び製品	8	リース債務	239
仕掛品	3,701	未払法人税等	186
原材料及び貯蔵品	438	未払金	1,499
短期貸付金	1,993	未払費用	375
未収入金	1,695	前受金	304
その他	1,861	賞与引当金	894
		受注損失引当金	88
固定資産	**45,989**	その他	99
有形固定資産	**38,235**		
建物及び構築物	22,782	**固定負債**	**11,600**
機械装置及び運搬具	1,825	長期借入金	8,508
工具器具及び備品	571	リース債務	822
土地	12,085	再評価に係る繰延税金負債	308
リース資産	970	退職給付引当金	1,426
		株式報酬引当金	101
無形固定資産	**406**	その他	433
ソフトウェア	338		
電話加入権	64		
水道施設利用権	3	**負債合計**	**47,178**
		(純資産の部)	
投資その他の資産	**7,346**	**株主資本**	**41,232**
投資有価証券	1,669	資本金	3,804
関係会社株式	4,674	資本剰余金	3,040
長期前払費用	93	資本準備金	2,971
前払年金費用	408	その他資本剰余金	68
繰延税金資産	52	利益剰余金	34,388
その他	450	利益準備金	692
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	33,695
		買換資産圧縮記帳積立金	643
		別途積立金	29,942
		繰越利益剰余金	3,109
		評価・換算差額等	**142**
		その他有価証券評価差額金	836
		土地再評価差額金	△694
		純資産合計	**41,375**
資産合計	**88,554**	**負債純資産合計**	**88,554**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2021年４月　１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		87,431
売　上　原　価		79,104
売　上　総　利　益		**8,327**
販売費及び一般管理費		5,006
営　業　利　益		**3,320**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	738	
為　替　差　益	125	
そ　　の　　他	75	939
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	106	
固定資産除却損	43	
そ　　の　　他	36	187
経　常　利　益		**4,072**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	19	19
税引前当期純利益		**4,091**
法人税、住民税及び事業税	920	
法　人　税　等　調　整　額	161	1,082
当　期　純　利　益		**3,009**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					買換資産圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	3,804	2,971	68	692	646	29,942	2,415	40,541
会計方針の変更による累積的影響額							9	9
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,804	2,971	68	692	646	29,942	2,425	40,550
期中の変動額								
買換資産圧縮記帳積立金の取崩額					△2		2	－
剰余金の配当							△2,344	△2,344
当期純利益							3,009	3,009
土地再評価差額金の取崩額							17	17
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）								
期中の変動額合計	－	－	－	－	△2	－	684	682
当事業年度期末残高	3,804	2,971	68	692	643	29,942	3,109	41,232

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	1,066	△677	389	40,930
会計方針の変更による累積的影響額				9
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,066	△677	389	40,940
期中の変動額				
買換資産圧縮記帳積立金の取崩額				－
剰余金の配当				△2,344
当期純利益				3,009
土地再評価差額金の取崩額				17
株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	△229	△17	△247	△247
期中の変動額合計	△229	△17	△247	435
当事業年度期末残高	836	△694	142	41,375

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
商品及び製品、原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。 ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、データセンター事業に供する資産については、定額法によっております。
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2008 年３月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 イ　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ロ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14 年）による定額法により費用処理しております。
株式報酬引当金	株式給付信託による株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 請負契約

請負は電気通信工事等であり、請負契約を締結しております。

請負契約に係る収益については、進捗度を合理的に測定できる契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

② 物品販売

物品販売に係る収益については、物品の引渡により、顧客に当該物品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、物品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③ 受託業務等

電気通信設備の保守点検等の受託業務に係る収益については、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね２ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5)その他計算書類作成のための基本となる事項

連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用	当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号　2020 年３月 31 日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号　2018 年２月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

「収益認識に関する会計基準」の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1)一定期間にわたり充足される履行義務

従来、事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準を適用し、その他の契約については完成基準を適用しておりました。

適用後は、少額かつごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

(2)代理人取引に該当する取引

一部の商品販売取引に係る収益について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて売上高は 280 百万円増加し、売上原価は 259 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 21 百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は９百万円増加しております。

（時価算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

(1)一定期間にわたり充足される履行義務による売上高

①当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高　15,395 百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法	一定期間にわたり充足される履行義務による売上高については、決算日までに発生した原価が、見積原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度を見積り（原価比例法）、収益総額に進捗度を乗じて算出しております。
当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定	イ　見積原価総額 受注契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては方法や内容、工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、継続的に原価の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に見積原価総額の見直しを行っております。 ロ　収益総額 契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積もっております。
翌事業年度の計算書類に与える影響	見積原価総額及び収益総額の見積りは、仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による受注契約の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、一定期間にわたり充足される履行義務による売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)受注損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金　88 百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法	当事業年度末の受注契約に関して、将来の損失が見込まれる場合、見積原価総額と収益総額をもって合理的な損失額を算出しております。
当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定	イ　見積原価総額 受注契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては方法や内容、工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、継続的に原価の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に見積原価総額の見直しを行っております。 ロ　収益総額 契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積もっております。

翌事業年度の計算書類に与える影響	見積原価総額及び収益総額の見積りは、仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による受注契約の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　13,119 百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,898 百万円
② 短期金銭債務	22,855 百万円
③ 長期金銭債務	8,508 百万円

(3)土地の再評価に関する法律（平成 10 年3月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年3月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税金相当額を再評価差額より控除し、再評価に係る繰延税金負債に計上するとともに、控除後の金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年3月 31 日公布政令第 119 号）第2条第3号の定めによる固定資産税評価額により算出。

再評価を行った年月日	2002 年3月 31 日
土地の再評価に関する法律第 10 条に規定する差額	444 百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	67 百万円
仕入高	53,069 百万円
営業取引以外の取引による取引高	704 百万円

(2)売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は△127 百万円であります。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式数				
普通株式	44,915	－	－	44,915
合計	44,915	－	－	44,915

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	１株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2021年６月18日 定時株主総会	普通株式	2,344百万円	52円20銭	2021年 ３月31日	2021年 ６月21日

②基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	１株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2022年６月10日 定時株主総会	普通株式	1,632百万円	利益剰余金	36円33銭	2022年 ３月31日	2022年 ６月13日

７．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	277 百万円
賞与引当金	273 百万円
受注損失引当金	26 百万円
投資有価証券評価損	144 百万円
未払事業税	39 百万円
その他	288 百万円
繰延税金資産小計	1,049 百万円
評価性引当額	△346 百万円
繰延税金資産合計	703 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△366 百万円
買換資産圧縮記帳積立金	△283 百万円
繰延税金負債合計	△650 百万円
繰延税金資産負債の純額	52 百万円

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1)ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

建物及び構築物

リース資産の減価償却の方法

「１．重要な会計方針に係る事項 (2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2008 年３月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

（単位:百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	268	197	70
合計	268	197	70

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払い利子込み法により算定しております。

②未経過リース料期末残高相当額等

一年以内	13 百万円
一年超	57 百万円
合計	70 百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払い利子込み法により算定しております。

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	13 百万円
減価償却費相当額	13 百万円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

９．金融商品に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資金調達については、キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の有効活用を図る一方、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、主として親会社借入により調達しており、余資は元本保証の金融資産で保有しております。

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持・構築等のために保有しており、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、継続保有の必要性を見直して、リスクの低減を図っております。営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は一年以内であります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022 年３月 31 日（当事業年度末日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注)２を参照ください。）。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「短期貸付金」、「未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券	1,503	1,503	－
②長期借入金	8,508	7,921	△586

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①投資有価証券
投資有価証券の時価について、上場株式は取引所の価格によっております。
②長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注)２．市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	165
関係会社株式	4,674

１０．関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	㈱ミライト・ホールディングス	直接　100.0	持株会社 役員の兼任 資金の借入(注)2	預け金(注)1 資金の借入(注)1 利息の受取 利息の支払	349 6,186 0 17	短期借入金	11,336
				資金の返済 利息の支払	1,996 89	短期借入金 長期借入金	1,996 8,508

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 預け金と資金の借入は㈱ミライト・ホールディングスグループ内におけるキャッシュ・マネジメント・システムの利用によるもので、取引金額は期中の平均残高で記載しており、利率については市場金利を勘案し決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(2)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	MIRAIT Technologies Australia Pty. Limited	直接　58.6	資金の貸付(注)1	資金の貸付(注)2 利息の受取	991 3	短期貸付金	1,259
子会社	㈱アストエンジ	直接　75.3	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの受注及び発注	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの発注(注)3	15,399	買掛金	2,898 (注)4
子会社	㈱リガーレ	直接　100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの受注及び発注	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの発注(注)3	12,695	買掛金	1,929 (注)4
子会社	㈱ラピスネット	直接　100.0	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの受注及び発注	情報通信ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞの発注(注)3	8,500	買掛金	1,138 (注)4

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限までに随時返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

2. MIRAIT Technologies Australia Pty. Limitedの資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムの利用によるもので、取引金額は期中の平均残高で記載しております。

3. 情報通信エンジニアリングの発注については、市場価格又は一般的な取引条件を参考に交渉の上、決定しております。

4. 期末残高には消費税等が含まれております。

１１．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　921円17銭

１株当たり当期純利益　67円00銭

１２．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「１．重要な会計方針に係る事項　(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

１３．その他の注記

資産除去債務関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社の大阪第１データセンターについては、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年５月10日

株式会社ミライト・テクノロジーズ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　中村　孝平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミライト・テクノロジーズの2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの第 63 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、

当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022 年 5 月 12 日

株式会社ミライト・テクノロジーズ　監査役会

常勤監査役　　細川　雅由　㊞

常勤監査役　　谷川　博一　㊞

社外監査役　　野口　亨　㊞

社外監査役　　田辺　陽一　㊞